

[事案 30-122] 払済保険変更請求

・平成 31 年 2 月 5 日 和解成立

<事案の概要>

募集人の誤説明等を理由に、払済保険への変更を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主な主張>

平成 25 年 2 月に契約した終身保険について、以下の理由により、払済保険へ変更してほしい。

- (1) 契約から 5 年後に払済保険へ変更するつもりで加入したが、保険会社では、特別条件が適用された場合、払済保険への変更の取扱いをしないにもかかわらず、募集人は、特別条件が適用されても払済保険に変更できるとの誤説明をした。
- (2) 特別条件が適用される原因について、診査医の検診を受けた当日は体調が悪かった旨を募集人に伝えたにもかかわらず、募集人は、あらためて検診を受けるように案内をしなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、特別条件が適用されても払済保険に変更できるとの説明はしていない。
- (2) 募集人には、あらためて診査医の検診を受け、再告知を行うよう案内をする義務はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の説明状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明や案内不足は認められないことから、払済保険への変更は認められない。しかし、以下のとおり募集人には説明義務違反が認められることから、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申立人と募集人はともに、本契約への加入は、5 年後に払済保険に変更することを前提にしていたことが認められる。
- (2) このような場合、募集人としては、特別条件が適用されると払済保険に変更できないことを説明する義務があったといえるが、募集人は、その説明をしていない。